



あれこれ

44

増田労働衛生コンサルタント事務所
所長 増田 稔久

熱中症の半分は8月に発生

「県下の死亡者数は全国ワースト1」

暑中お見舞い申し上げます。
最近、私自身の熱中症対策として、最新の冷房服を購入しました。「ペルチェ素子」なる魔法の冷却装置を背負つて冷やす商品です。背中の一部だけが涼しいのも妙な感覚です。今後もこの種の機器が開発されることを期待しています。

厚生労働省のホームページ（熱中症ポータルサイト）によると、過去に発生した熱中症（労働災害による。以下同じ）での死傷者数は、約50%が8月に発生しています。ですから今月は『熱中症の最警

戒月間

また、熱中症による全国での死亡者数（2011～2020年・211人）を都道府県別でみると、愛知県は20人でワースト1でした。2位が大阪で15人、3位が神奈川で12人です。名古屋の夏は蒸し暑く、その様な環境で働く人が多いからでしょうか。ちなみに北海道は5人で、熱中症は日本全国どこにいても適切な対策が求められています。

厚生労働省が公表している熱中症関係データから、思付いたのが別掲1の資料です。業種ごとの死傷者数と死亡者数から「治療し休業した労

(別掲1)

建設業は発症した場合の死亡率が高い

| | 全産業 | 建設業 | 製造業 | 警備業 | 商業 |
|---------------------------|---------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 過去5年間 死傷者数 (死亡者数) | 4,354 (125) 人 | 916 (52) 人 | 836 (19) 人 | 424 (15) 人 | 428 (10) 人 |
| 死傷者数の 何人に1人が 死亡したか？ | 35人 | 18人 | 44人 | 28人 | 43人 |
| 死亡率 | 2.9% | 5.7% | 2.3% | 3.5% | 2.3% |

※休業4日以上の死傷病者数から換算(厚労省データから増田作成)

(別掲2)

熱中症の送検事例

A監督署（関東地方）は30.9/3建設会社と社長を安衛法違反の疑いで地検に書類送検。

同監督署によると、7/14個人宅のベランダ改修工事現場で作業をしていた男性（58）が熱中症で救急搬送され、16日、熱中症による多臓器不全で死亡。社長は、多量の発汗を伴う作業場に塩を備えず、高温による労働者の健康障害を防止するために必要な措置を講じなかった。

安衛法第22条（罰則：6か月以下の懲役、50万円以下の罰金）

安衛則第617条 事業者は、多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えなければならない。

もう1件の情報
は、熱中症の送検事例です（別掲2）。
「作業場に塩を備えなかつた」との事件です。本条が想定しているのは、溶鉱炉とか窯場等の作業かと思いましたが、建設現場でも適用がされたのです。この機会に他業種も含めての全作業場に

労働者の何人に一人が亡くなつたのか」「その死亡率は」と比較してみました。当然、どの業種も同様な割合だろうと予想していましたが、違いました。建設、警備業に特徴があり、特に建設業が全産業と比較してほぼ倍なのです。

理由を考えました。高齢化の影響でしょうか。いえ、死傷者数の年齢構成は、もちろん中高年が多いのですが、若

急車を呼び治療すべきである」さらに彼は「早い通報によって症状が軽く済み、大騒ぎになつたことを後日上司に叱られるくらいがいい」と冗談を交えて語ってくれました。発注者、元請、上司、同僚等に遠慮して、手遅れになることだけは避けたいと考えます。

先の厚労省のポータルサイトでは、「現場での初期対応（I度）」と「医療機関への搬送（II度）」との判断基準等を分かりやすく説明（「職場における熱中症予防対策マニュアル」等）しています。ある建設業の方にこの傾向の理由を尋ねると「職場に暑さに対する慣れや甘さがあり、初期対応に遅れがあるのではないか？」すぐに救

さて、多くの事業場では夏の大規模連休が始まります。暑さ慣れ（暑熱順化）が中断する連休明けが要注意と言わざいますが、休日、休暇中であつても暑さに慣れ続ける生活を心掛けたいものです。